一般社団法人板倉町シルバー人材センター安全就業基準

(目 的)

第1条 この安全就業基準は、一般社団法人板倉町シルバー人材センター(以下「センター」 という。)会員の、就業に伴う事故を未然に防止し、安全に就業できるようにするための 事項を定めることを目的とする。

(会員の遵守義務)

第2条 会員は、就業するときには、この基準を遵守し、あらゆる事故の未然防止に努めなければならない。

(安全上の心得)

- 第3条 会員は、就業にあたっては、次の安全心得を守り、作業に従事しなければならない。
 - (1) 作業は、安全第一を心掛け、急いだりあわてたりしないこと。
 - (2) 器具類は、使用する前に必ず点検すること。
- (3) 服装・履物は、作業にあった動きやすいものにすること。
- (4) 作業前には、軽い柔軟体操をして体をほぐすこと。
- (5) 加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと。
- (6) 作業現場や器具類の保管場所は、常に整理整頓を心掛けること。
- (7) 共同作業では、我を出さずに協調を保ち、合図や連絡を正確に行うこと。
- (8) 帰宅するまでは仕事のうち、交通事故に気をつけること。
- (9) 健康には、常に注意し、良好な状態で就業すること。
- (10) 仕事の前日は、十分睡眠をとるように心掛けること。
- 第4条 会員は、高所作業に従事する場合は、必ず安全帽(ヘルメット)を着用するとと もに、必要に応じて命綱を使用すること。
- 2 会員は、前項のほか危険を伴う器具類を使用するなどの、安全具等で保護の必要な作業に従事する場合は、安全保護具を必ず着用して、当該事業に従事しなければならない。 (交通災害の防止)
- 第5条 会員は、仕事場の行き来に対しては、常に交通ルールを守るとともに交通事故を 起こしたり、巻き込まれたりしないよう注意しなければならない。
- 2 会員は、路上で作業する場合は、交通ルールを守るとともに、目立つ色の帽子や腕章 を着用するなどして、作業に従事しなければならない。

(作業環境の確認)

第6条 会員は、就業しようとする現場の環境が、安全衛生面において安全であるかどうかを確認してから、作業に着手しなければならない。

(標識の設置)

第7条 会員は、周りに住む住人や通行人等に対し、危険と思われる作業を行うときは、

作業中である事がわかる標識等を設置し、未然の事故防止に努めなければならない。 (器具類の使用)

- 第8条 会員は、器具類を使用する場合、正しい取り扱い方法により作業すること。
- 2 会員は、就業に使用する器具類については、必ず作業前に点検し、安全を確認するとともに定期的に点検を実施しなければならない。
- 3 会員は、点検において不良個所を発見したときは、その器具は使用せず、直ちにセンターに報告しなければならない。

(健康管理)

- 第9条 会員は、日常的に自分の身体の維持管理に努め、健康診断等は進んで受けなければならない。
- 2 会員は、疲労が蓄積しないよう、自主的に休養を十分取るよう心掛けなければならない。

(報告義務)

第10条 会員は、仕事場との往復時や就業中にけがをしたり、身体に異常を感じたときは、直ちに共同作業をしている者又は本人がセンターに連絡し、応急の措置を取るようにしなければならない。

(その他)

第11条 会員は、この基準に定められた以外にセンターより指示があった場合には、それに従い作業に従事しなければならない。

附 則

この基準は、平成22年 8月 2日より施行する。